

## 只木ゼミ前期第7問検察レジュメ(反対尋問)

文責:4班

1. 「Ⅱ. 学説の検討」2頁4、5行目の「構成要件的に重要」であるとはどういう意味であるか。
2. 「Ⅱ. 学説の検討」2頁7、8行目で「構成要件を超えて別の構成要件のために故意を流用する」ことを批判するのに対し、「Ⅲ. 本問の検討」3頁32行目では、方法の錯誤である本問を「同一構成要件間で錯誤があった」として論じているが、弁護側は「構成要件」の概念をどのように解するのか。
3. 「Ⅱ. 学説の検討」1頁33行目以下より、弁護側は、殺人罪を例に刑法の保護対象についての検討(弁護側の言う「その人」が殺人罪の保護対象であることの説明)を行っているが、行為者の帰責性を保護対象の側面から検討するのはなぜか。